

【重要】ご家族を健康保険の扶養に追加する場合の提出書類について

■ 概要

新たに添付が必須となる書類	住民票 追加対象者を含む世帯全員分の「続柄」「個人番号」の記載があるもの。 但し、「本籍」が省略されたもの。
運用開始日	2024年4月1日 ※「扶養認定日」が2024年4月1日（月）以降

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、正確な「個人番号（マイナンバー）」情報を登録し、保険証の資格情報を確認するシステム（オンライン資格確認システム）に連携させておく必要があります。

個人番号（マイナンバー）の正確性を確保するため、当健保組合でも個人番号（マイナンバー）を目視で確認するプロセスに変更し、**2024年4月1日以降の扶養申請分から世帯全員分の「個人番号（マイナンバー）」が記載された住民票を添付**いただく運用といたします。

2024年4月1日以降に新たに任意継続に加入する方で、引き続き家族の扶養を希望する場合も、世帯全員分の「個人番号（マイナンバー）」が記載された住民票の提出が必要となります。

■ 留意事項

- ・ご提出いただいた住民票は、お返しすることができません。
- ・住民票に個人番号が記載されているため、紛失等の郵便事故に備えて、簡易書留等の追跡が確認できる方法での郵送を推奨いたします。
- ・住民票は扶養申請対象者に対し、被保険者が主として生計維持をしていることを確認するため、世帯全員分の取得をお願いいたします。

※健保組合はマイナンバーを取り扱うことができる「個人番号利用事務実施者」に該当いたします。

【関連書類】

[被扶養者異動届](#)

[健康保険 扶養認定提出書類一覧表](#)